

說 明 資 料

(消費税関係)

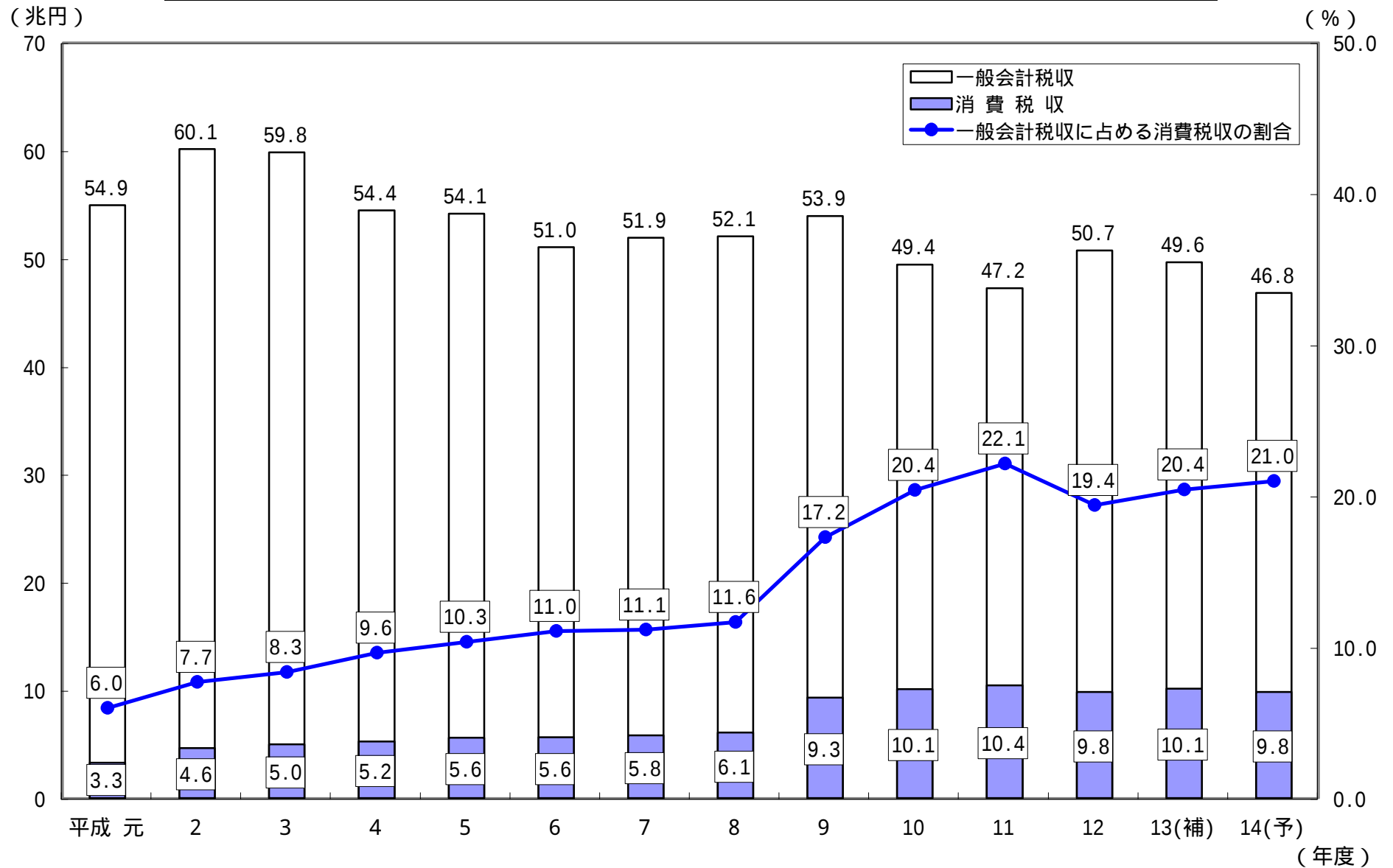
目

次

1. 一般会計税収、消費税収及び一般会計税収に占める消費税収の割合の推移	1
2. 消費税収の推移	2
3. 消費税の歩み	3
4. 付加価値税率（標準税率）の国際比較	4
5. 国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合	5
6. アジア諸国の付加価値税率（標準税率）の国際比較	6
7. アジア諸国の租税負担率（国税・対GDP比）	7
8. 消費税の使途	8
9. 消費税の福祉目的化	9
10. わが国税制の現状と課題（平成12年7月）－抄－〔消費課税の課題〕	10
11. 消費税制度改正の歩み	11
12. 年齢別人口構成の推移	12
13. 急速な高齢化の進展（65歳以上人口の対総人口比）	13
14. 社会保障給付費の推移	14
15. 基礎年金、高齢者医療、介護にかかる給付費の見通し	15
16. 国民年金法等の一部を改正する法律（抄）	16
17. 社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告書（12年10月）の指摘	17
18. 社会保障改革大綱（抄）	18
19. 収入階級別税負担（平成11年分）	19
20. 社会保障対策	20

21. 食料品に対する付加価値税率の国際比較	21
22. 消費税における非課税取引	22
23. 事業者免税点制度の概要	23
24. 事業者数及び課税売上高の推移（試算）〔消費税〕	24
25. 課税及び免税事業者の状況（平成12年）	25
26. 簡易課税制度の概要	26
27. 簡易課税制度の適用状況の推移〔消費税〕	27
28. 主要国の付加価値税における中小事業者に対する特例措置の概要	28
29. 事業者免税点制度と「益税」の関係	29
30. 簡易課税制度と「益税」の関係	30
31. 消費税の「減収額」と「益税」について	31
32. 仕入税額控除の改正経緯	32
33. 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要	33
34. 消費税の申告納付制度	34
35. 消費税の申告・納付制度の改正の推移	35
36. 主要国の付加価値税における申告・納付制度の概要（未定稿）	36
37. 消費税滞納の発生及び整理の状況の推移	37
38. 消費税滞納への取組み	38
39. 「総額表示方式」の諸類型	39
40. 主要国の付加価値税の消費者に対する税額表示の状況	40
41. 消費者保護に関する法令	41

一般会計税収、消費税収及び一般会計税収に占める消費税収の割合の推移



(注) 一般会計税収及び消費税収については、12年度までは決算額、13年度は補正後予算額、14年度は予算額による。

消費税込の推移

(単位:億円)

年 度 区 分	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 (補正後)	14 (予 算)
[伸率] 国税込収入計 A	571,361	[9.9%] 627,798	[0.7%] 632,110	[▲9.2%] 573,964	[▲0.5%] 571,142	[▲5.5%] 540,007	[1.8%] 549,630	[0.5%] 552,261	[0.7%] 556,007	[▲7.9%] 511,977	[▲3.9%] 492,139	[7.1%] 527,209	[▲2.0%] 516,655	[▲5.5%] 488,228
[伸率] 消費税込 B	40,874	[41.4%] 57,784	[7.6%] 62,204	[5.3%] 65,511	[6.6%] 69,831	[0.8%] 70,394	[2.8%] 72,376	[4.6%] 75,709	[22.9%] 93,047	[8.3%] 100,744	[3.7%] 104,471	[▲6.0%] 98,221	[3.1%] 101,290	[▲3.0%] 98,250
(B/A)	(7.2%)	(9.2%)	(9.8%)	(11.4%)	(12.2%)	(13.0%)	(13.2%)	(13.7%)	(16.7%)	(19.7%)	(21.2%)	(18.6%)	(19.6%)	(20.1%)
非一般会計分 C (B-D)	32,699	46,227	49,763	52,409	55,865	56,315	57,901	60,568	93,047	100,744	104,471	98,221	101,290	98,250
非特別会計分 D (B×20% =消費税込)	8,175	11,557	12,441	13,102	13,966	14,079	14,475	15,142	—	—	—	—	—	—
[伸率] 地方消費税込 E	—	—	—	—	—	—	—	—	8,070	[216.0%] 25,504	[▲2.8%] 24,793	[2.0%] 25,282	[1.4%] 25,646	[▲5.1%] 24,333
消費税込及び地方 消費税込計 (B+E)	—	—	—	—	—	—	—	—	101,117	126,248	129,264	123,504	126,936	122,583

(注) 平成12年度以前は決算額、平成13年度は補正後予算額（又は地方財政計画額）、平成14年度は予算額（又は地方財政計画額）である。

消費税の歩み



総理	大平		鈴木	中曽根		竹下		宇野	海部		宮澤		細川	羽田	村山	橋本			小淵		森	小泉
蔵相	金子	竹下	渡辺	竹下		宮澤		村山	橋本		羽田	林	藤井	武村		久保	三塚	松永	宮澤		塩川	

一般消費税	売上税	消費税
-------	-----	-----

昭
53
・
12
・
16

自民党 一般消費税（仮称）55年度実施を決定

54
・
9
・
26

大平総理 遊説先で撤回発言

6262
・
25
・
427

売上税法案 廃案
国会提出

平元
・
4
・
1

消費税導入（税率3%）

2
・
6
・
26

両院合同協議会設置

3
・
10
・
1

改正消費税（議員立法）施行

- ・ 非課税範囲の拡大 家賃等
- ・ 中小特例措置の縮減
- ・ 申告納付回数増加

6
・
11
・
25

税制改革関連法案 可決・成立
↓

個人所得減税の先行実施

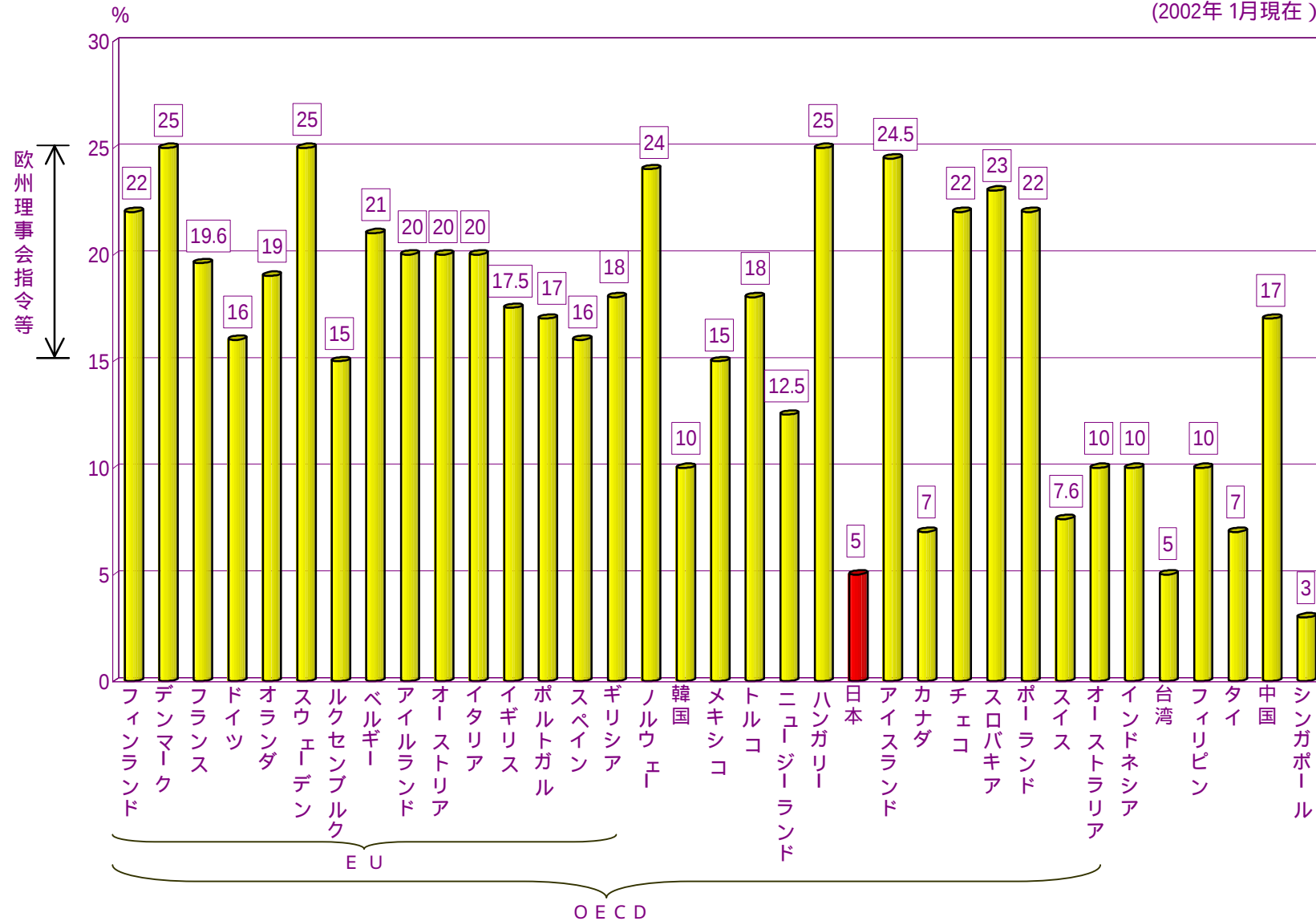
9
・
4
・
1

改正消費税 施行

- ・ 消費税率の引上げ 3%→4%
- ・ 地方消費税創設1%（消費税率換算）
- ・ 中小特例措置の縮減
- ・ 請求書等保存方式

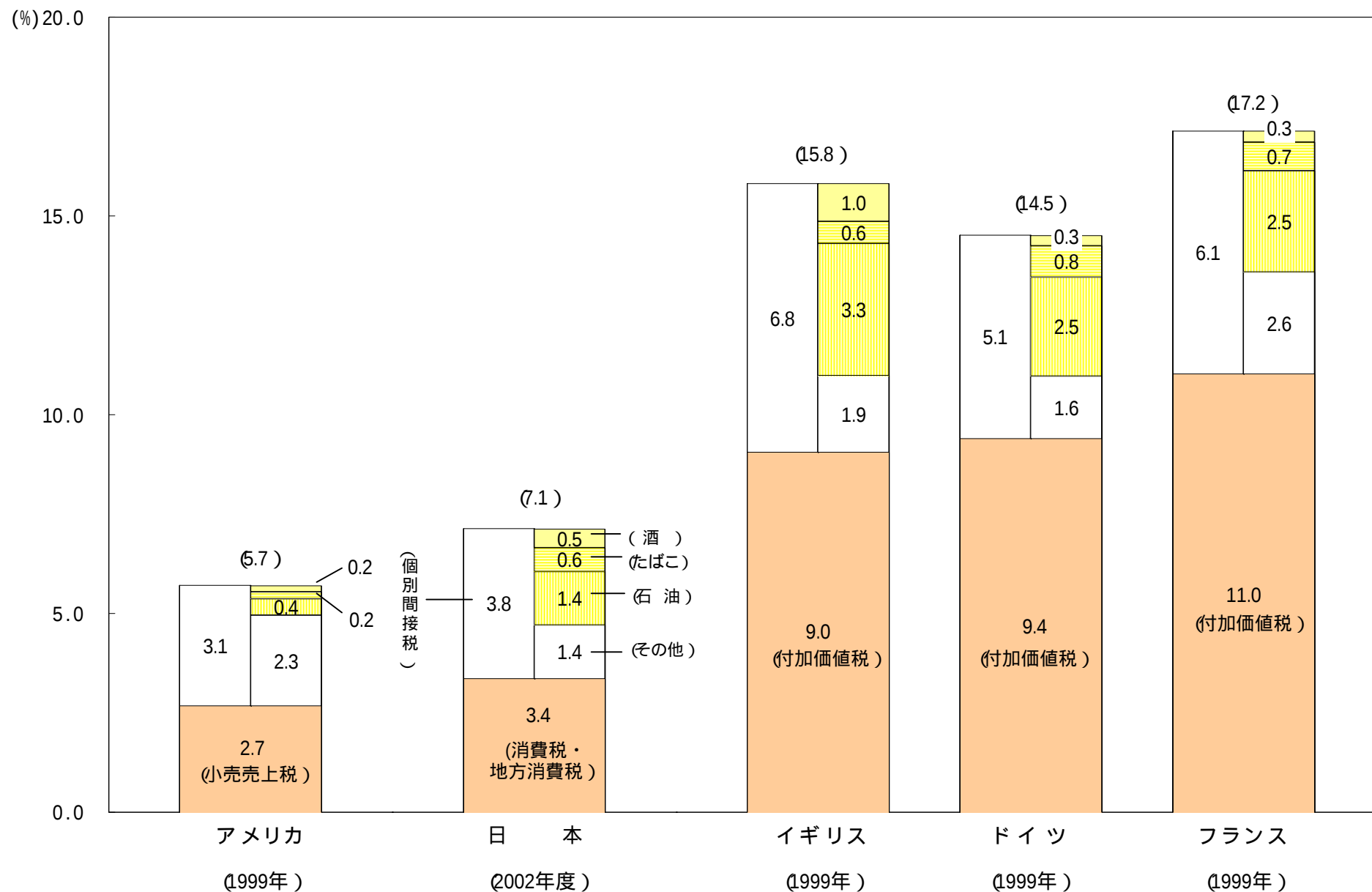
付加価値税率(標準税率)の国際比較

(2002年 1月現在)

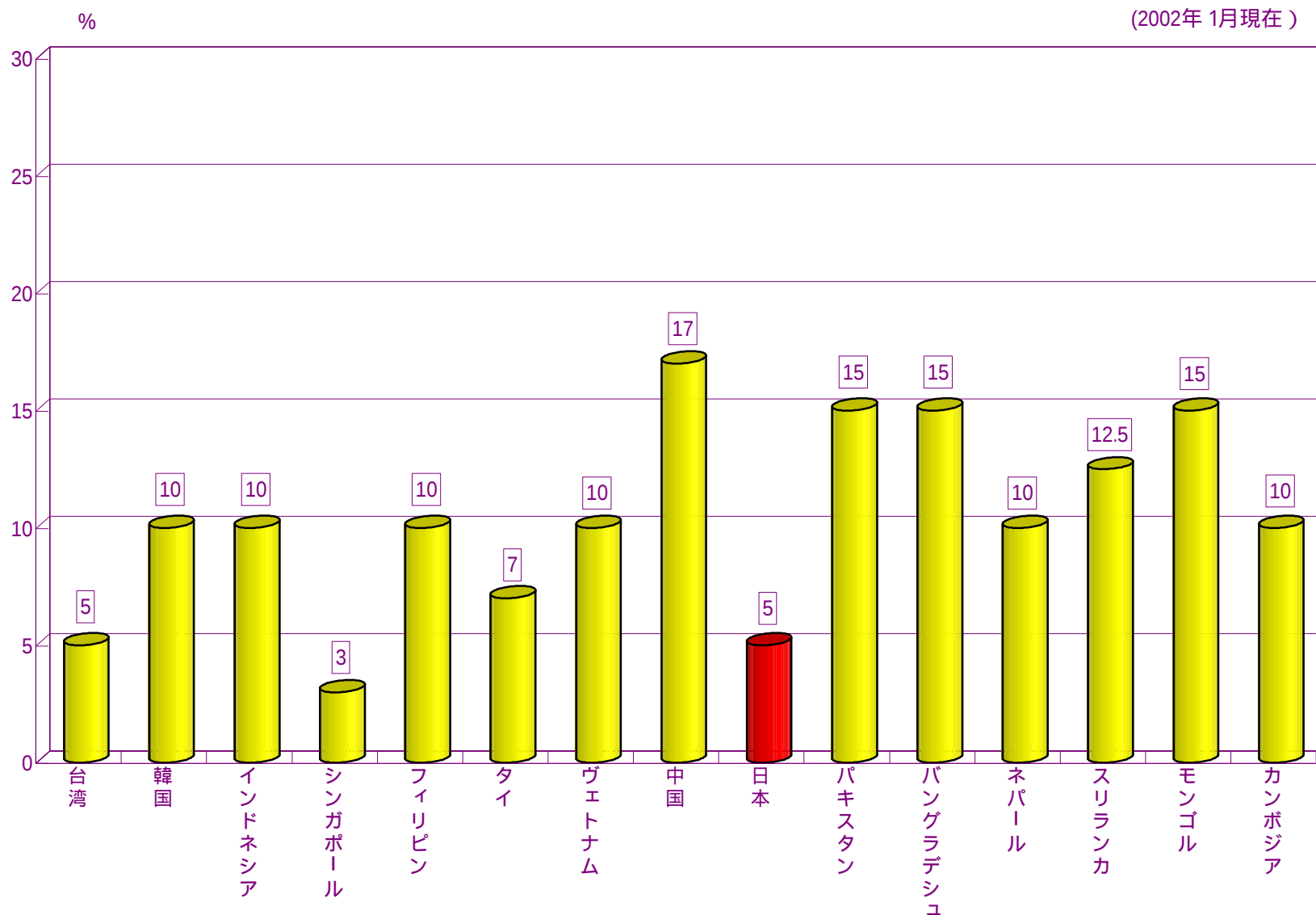


- (備考) 1. 日本の消費税率 5%のうち 1%は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。(例:オンタリオ州8%)
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.25%)
 4. 欧州理事会指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。

国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合



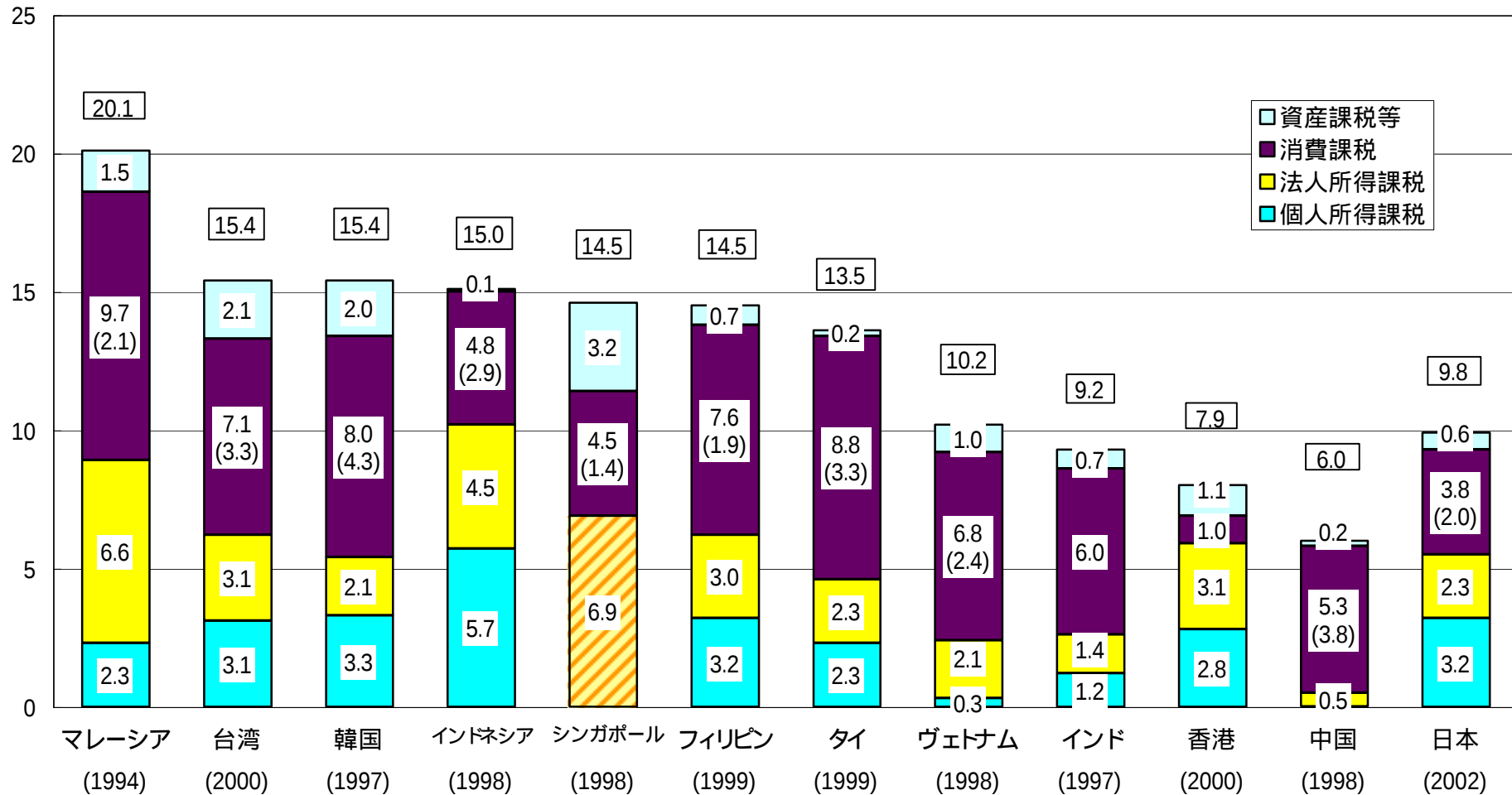
アジア諸国の付加価値税率(標準税率)の国際比較



- (備考 1. 日本の消費税率 5%のうち 1%は地方消費税(地方税)である。
2. 付加価値税の導入されていない主な国 地域として、マレーシア、インド、香港がある。

アジア諸国の租税負担率 (国税・対GDP比)

(%)



(注) 1. 日本は平成14年度当初予算ベース。

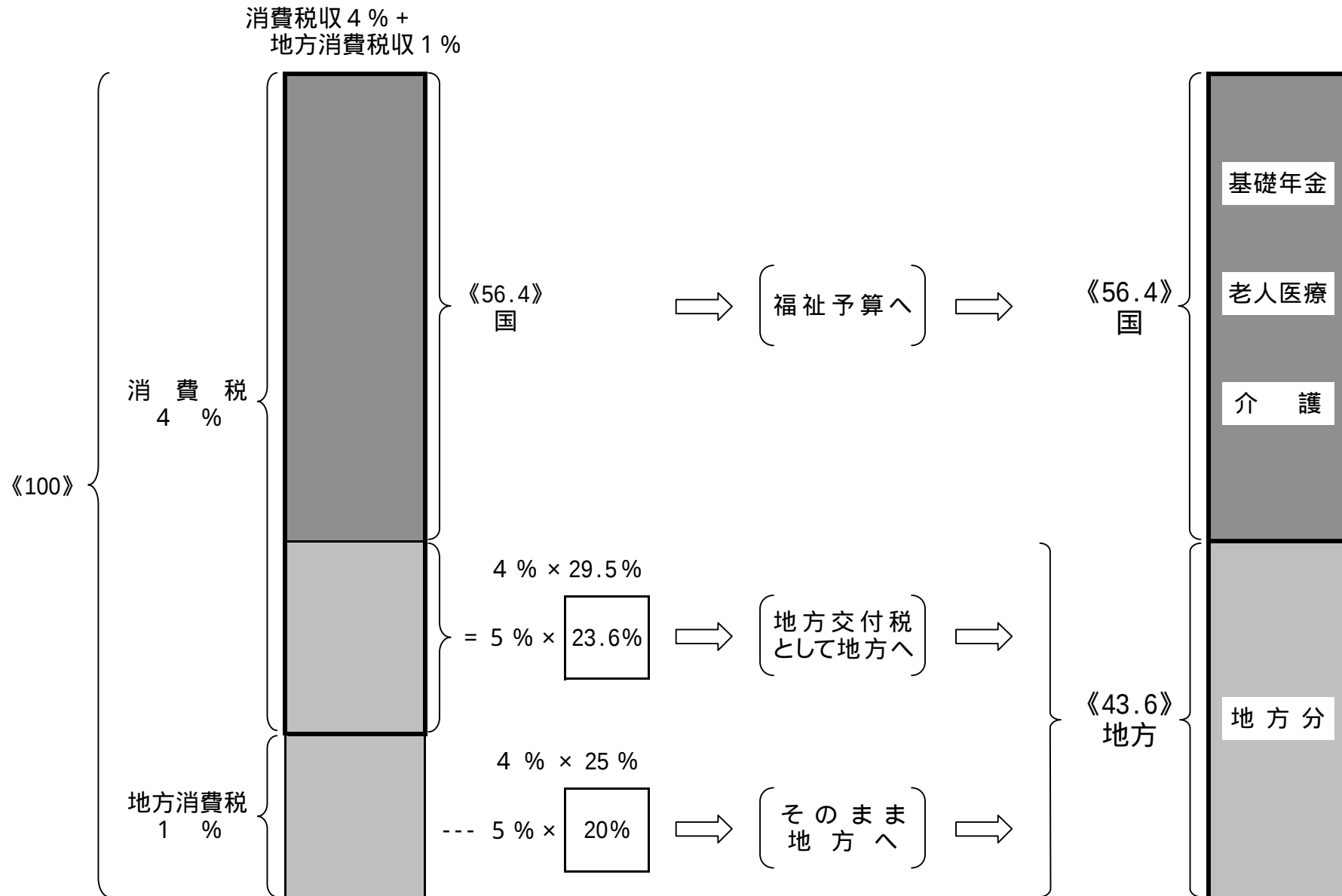
2. 消費課税の () 内の数字は、付加価値税等(売上税等を含む)の割合を示す。

3. 税収については、台湾、香港は各国統計、その他の諸国はIMF "Government Financial Statistics Yearbook 2000" による。

4. GDPについては、台湾は各国統計、その他の諸国はIMF "International Financial Statistics Yearbook 2001" による。

5. シンガポールについては、統計上、個人所得税収と法人所得税収を区別できないため、ここでは個人所得税収と法人所得税収の合計を斜線で示している。

消費税の使途



消費税の福祉目的化

(平成14年度予算)

(単位：兆円)

歳入 (交付税分除き)		歳出 (交付税交付金除き)
消費税 (国分) 6.9	⇒	基礎年金 4.8
		老人医療 3.8
		介護 1.5
〔スキマ〕 3.2		
その他	⇒	その他

10.1

(参考)

一般会計歳入計	81.2
○租税収入	46.8
・所得税収	15.8
・法人税収	11.2
・消費税収	9.8 (a)
○公債金	30.0
・特例公債金	23.2

消費税収(国+地方)	12.3
・消費税	9.8 (a)
・地方消費税	2.4 (b)

↓
地方交付税調整後

- ・国 : (a) - ((a) × 29.5%) = 6.9
- ・地方 : (b) + ((a) × 29.5%) = 5.3

三 消費課税

3 . 消費課税の課題

消費税については、創設以来、少子・高齢化の進展などに対応する観点から税率引上げ（地方消費税の創設を含む。）が行われる一方、制度の公平性、信頼性などの観点から、中小事業者に対する特例措置や仕入税額控除方式の抜本的な見直しなどが行われてきました。

創設から 11 年余りが経過した今、消費税は、子供からお年寄りまで、国民にとって最も身近で関心の深い税金の一つとなっています。消費税は、社会保障をはじめとする公的サービスの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う上で大きな役割を果たしており、国の歳入の 2 割を占める基幹的な税の一つです。

現在、わが国においては、65 歳以上の人口の総人口に占める割合が主要先進国中、最大となっています。少子・高齢化は世界に例を見ない速度で進んでおり、21 世紀初頭（2007 年）には総人口が減少するという新たな局面を迎えると見込まれています。生産年齢人口は既に減少に転じており、労働力人口もやがて減少することが見込まれています。他方、社会保障などの公的サービスに必要な費用は、相当の制度改革を行っても、高齢化の進展に伴う増加が避けられないものと考えられています。

このように、更に少子・高齢化が進展する 21 世紀を展望すると、勤労世代に偏らず、より多くの人々が社会を支えていくことが必要であり、消費税の役割はますます重要なものになっていくと考えられます。消費税を含めた今後のわが国の税制のあり方については、公的サービスの費用負担を将来世代に先送りするのではなく、現在の世代が広く公平に分かち合っていく必要があることを考慮しながら、国民的な議論によって検討されるべき課題です。

その際、中小事業者に対する特例措置、仕入税額控除方式などのあり方について、制度の公平性、透明性及び信頼性の観点から、事業者の実務の実態なども踏まえながら、検討を行っていかねばなりません。

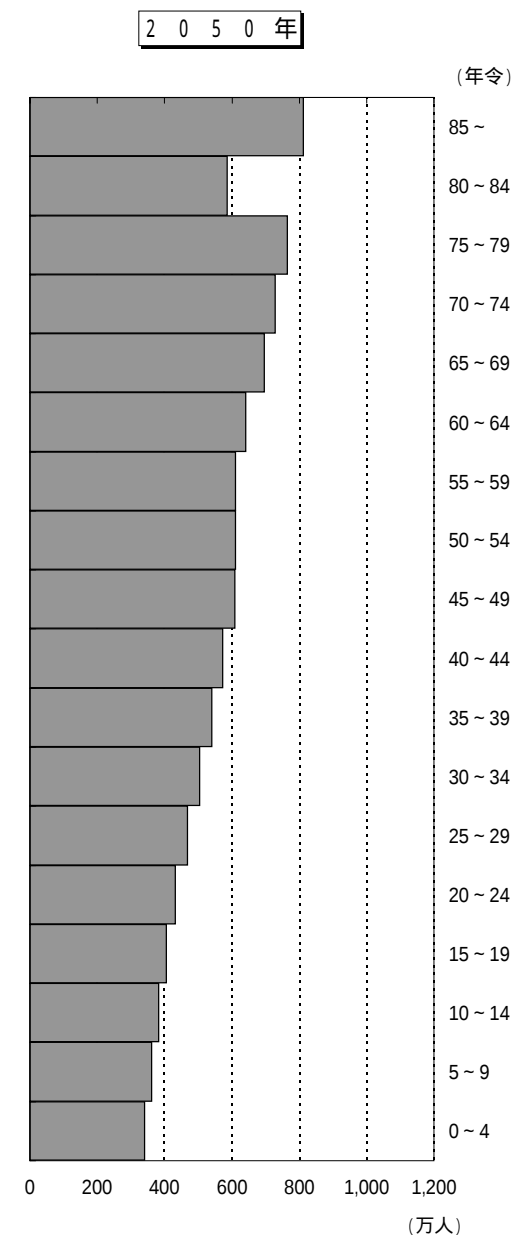
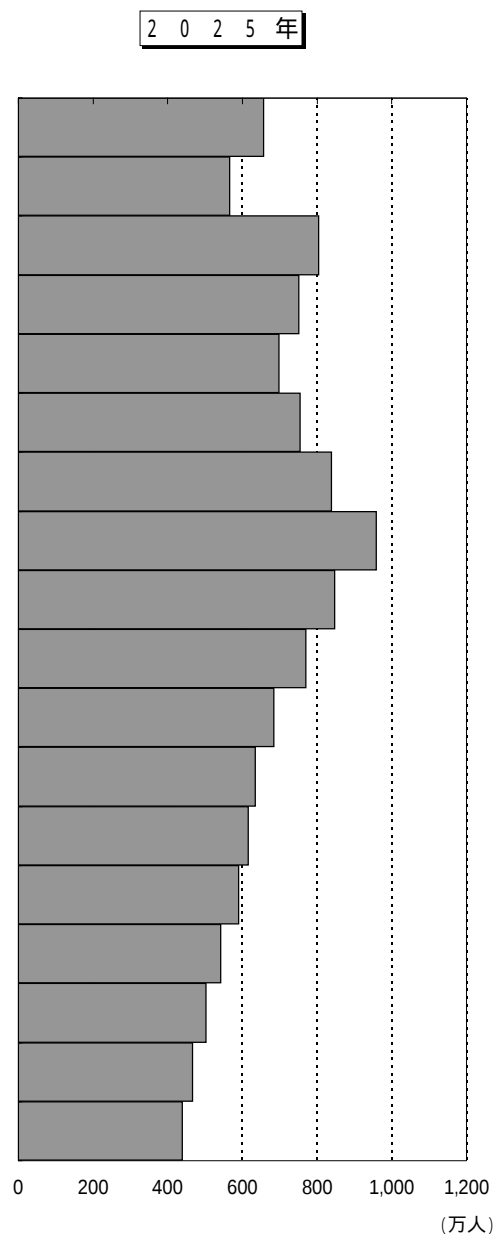
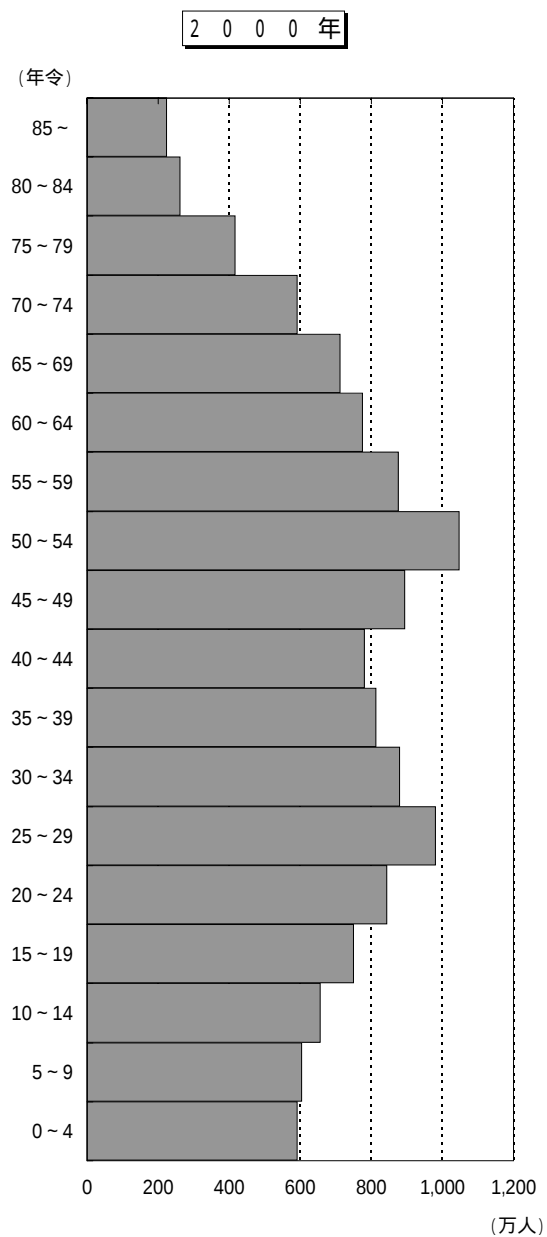
また、消費者の便宜を図る観点から、ヨーロッパ諸国の例を参考にしつつ、個々の財貨・サービスごとに値札などにおいて消費税等の額を含めた支払総額が表示される「総額表示方式」の普及を図ることが適当と考えられます。

地方消費税については、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため平成 6 年の税制改革により創設され、平成 9 年 4 月から実施されており、福祉・教育など幅広い行政需要を賄う税として、今後、その役割がますます重要なものになっていくと考えられます。

消費税制度改正の歩み

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行
税 率：3%		→ 4% (消費税率換算1%相当の地方消費税を合わせると5%)
免税点制度 適用上限3000万円		資本金1000万円以上の新設法人は不適用 設立当初の2年間に限る。
簡易課税制度		
○適用上限 5億円	→ 4億円	→ 2億円
○みなし仕入率 90%、80%の2区分	→ 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分 ↳ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)
限界控除制度 適用上限6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止
仕入税額控除：帳簿方式		→ 請求書等保存方式
申告納付 中間申告と確定申告の年2回	→ 中間申告回数を年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回)	→ 中間申告の基準年税額の引下げ
(中間申告の基準年税額 60万円超)	中間申告の基準年税額 60万円超 500万円以下 年1回 500万円超 年3回	中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下 年1回 400万円超 年3回

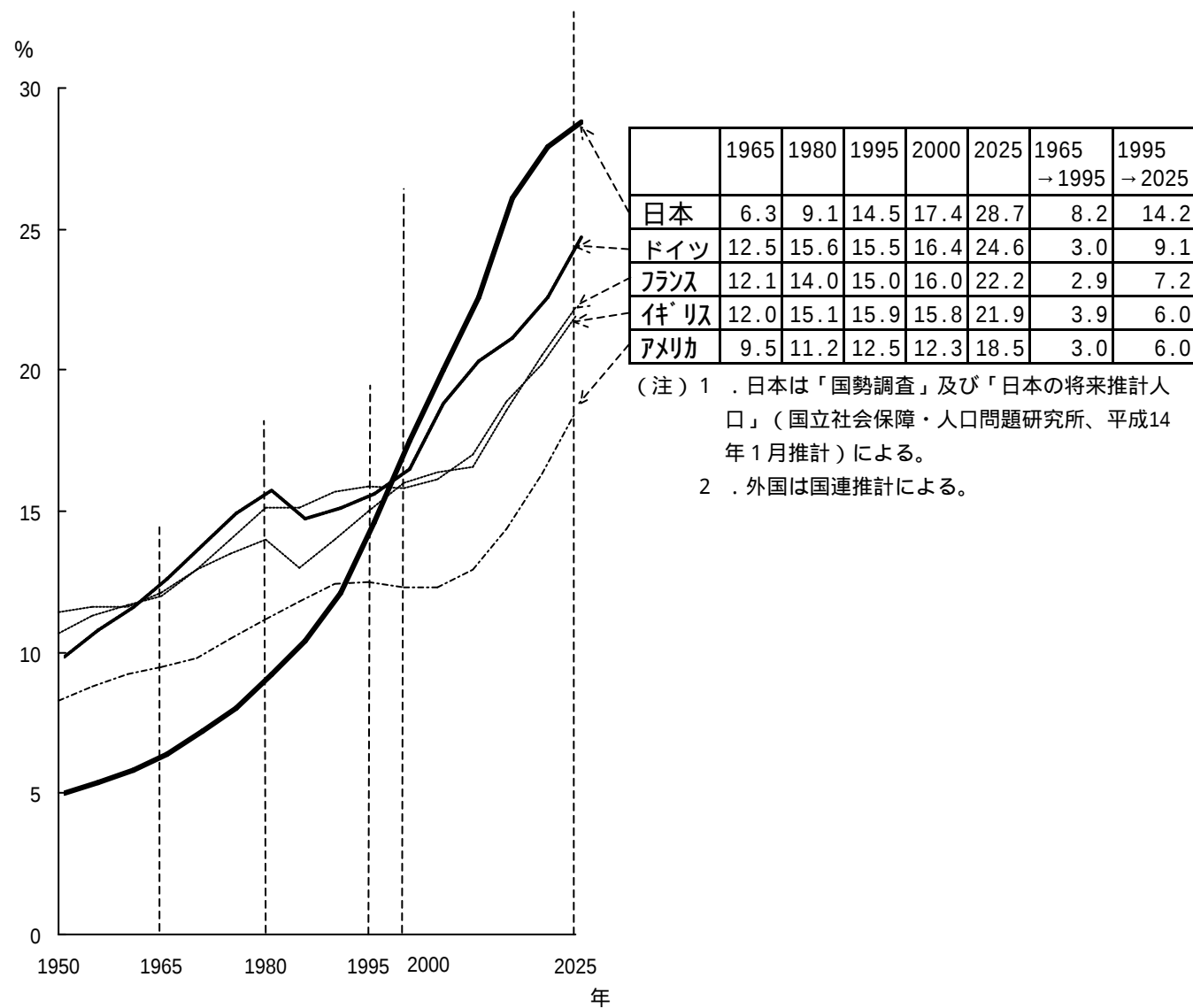
年齢別人口構成の推移

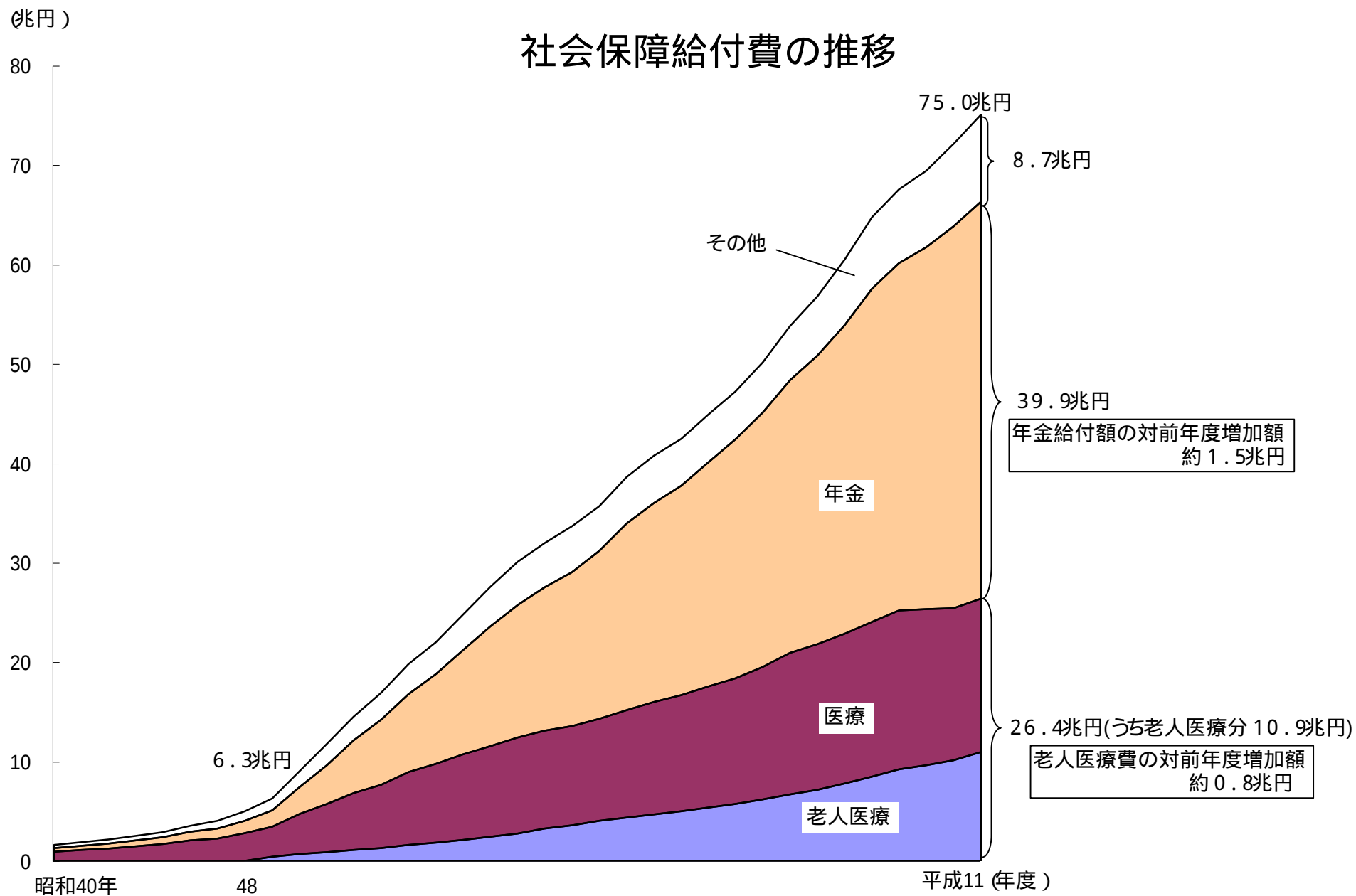


(備考)「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月推計)の中位推計による。

急速な高齢化の進展

65歳以上人口の対総人口比





注1. 社会保障給付費とは、公的な社会保障制度の給付総額を示すものである。
注2. 国立社会保障・人口問題研究所による。

基礎年金、高齢者医療、介護にかかる給付費の見通し

	2000年度(予算) (平成12)	2005年度 (平成17)	2010年度 (平成22)	2025年度 (平成37)
	兆円	兆円	兆円	兆円
基礎年金、高齢者医療、介護にかかる経費				
合計(A)	27	39	52	100
基礎年金	14	18	23	38
高齢者医療	9	14	19	42
介護	4	7	10	21
給付の全額を消費税込によって賄う場合の機械的試算				
現行消費税込(国分) (兆円) (B)	7	8	9	12
新たな消費税率の引上げにより賄う分 (兆円) (C)=(A)-(B)	20	31	43	88
[消費税の税率引上げ分を全て充当する場合]				
引上げ分にかかる消費税率1%当たりの税込 (兆円) (D)	2.6	2.9	3.3	4.4
新たに引上げが必要な消費税率 (%) (E)=(C)/(D)	8	11	13	20
国・地方を合わせた消費税率 (%) (E)+5%	13	16	18	25
[消費税の税率引上げ分にも現行の地方税交付制度が適用されると仮定した場合]				
引上げ分にかかる消費税率1%当たりの税込 (兆円) (F)	1.8	2.0	2.3	3.1
新たに引上げが必要な消費税率 (%) (G)=(C)/(F)	11	15	19	28
国・地方を合わせた消費税率 (%) (G)+5%	16	20	24	33
[消費税の税率引上げ分にも現行の地方税交付制度と地方消費税制度が適用されると仮定した場合]				
引上げ分にかかる消費税率1%当たりの税込 (兆円) (H)	1.4	1.6	1.8	2.5
新たに引上げが必要な消費税率 (%) (I)=(C)/(H)	14	19	23	36
国・地方を合わせた消費税率 (%) (I)+5%	19	24	28	41

注: 1. 名目賃金上昇率は2.5%、名目国民所得の伸び率は2010年度まで2.5%、2011年度以降2.0%、消費者物価上昇率は1.5%、運用利回りは4.0%としている。

2. 年金制度については平成12年改正の財政再計算を前提としている。

3. 追加的な消費税負担が社会保障給付に与える影響(年金額の物価スライド等)や国・地方の歳出に含まれる消費税負担の増加などを勘案した場合、必要な税率の引上げ幅は更に大きくなることに留意する必要がある。

国民年金法等の一部を改正する法律（平成 12 年 3 月 31 日公布）

（抄）

附 則

（基礎年金の在り方）

第二条 基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、
当面平成十六年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一への引上
げを図るものとする。

社会保障構造の在り方について考える有識者会議

報告書（12 年 10 月）の指摘

[基礎年金国庫負担割合の引上げ関連]

- ・ 今後、保険料水準の上昇幅が大きいと見込まれる年金制度に関し、平成 12 年の年金改正法附則第 2 条では、「基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成 16 年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の 2 分の 1 への引上げを図るものとする」とされており、これをどのように行っていくかが課題となっている。
- ・ 国庫負担割合の引上げについては、多額の安定財源の確保が必要であり、さらに高齢化の進展に伴い所要財源が増加するという問題があるが、その財源として国民が薄く広く負担し、経済活動に比較的中立的な消費税をどのように活用すべきか検討する必要があるとの意見がある。
- ・ また、国庫負担割合の引上げについては、将来の負担軽減の観点からは、社会保険料負担と税負担とをあわせてみた場合全体の国民負担は変わらないこと、消費税を財源として国庫負担を引き上げた場合、あらゆる世帯がそれを負担することになること、高齢者の受け取る年金額が物価スライドすることから、その負担の大部分は若年世代に帰着すること、国庫負担引上げのための財源は財政全体の歳入・歳出ギャップの解消にはつながらないこと、に留意が必要である。

社会 保 障 改 革 大 綱(抄)

(平成 13 年 3 月 30 日)

政府・与党社会 保 障 改 革 協 議 会

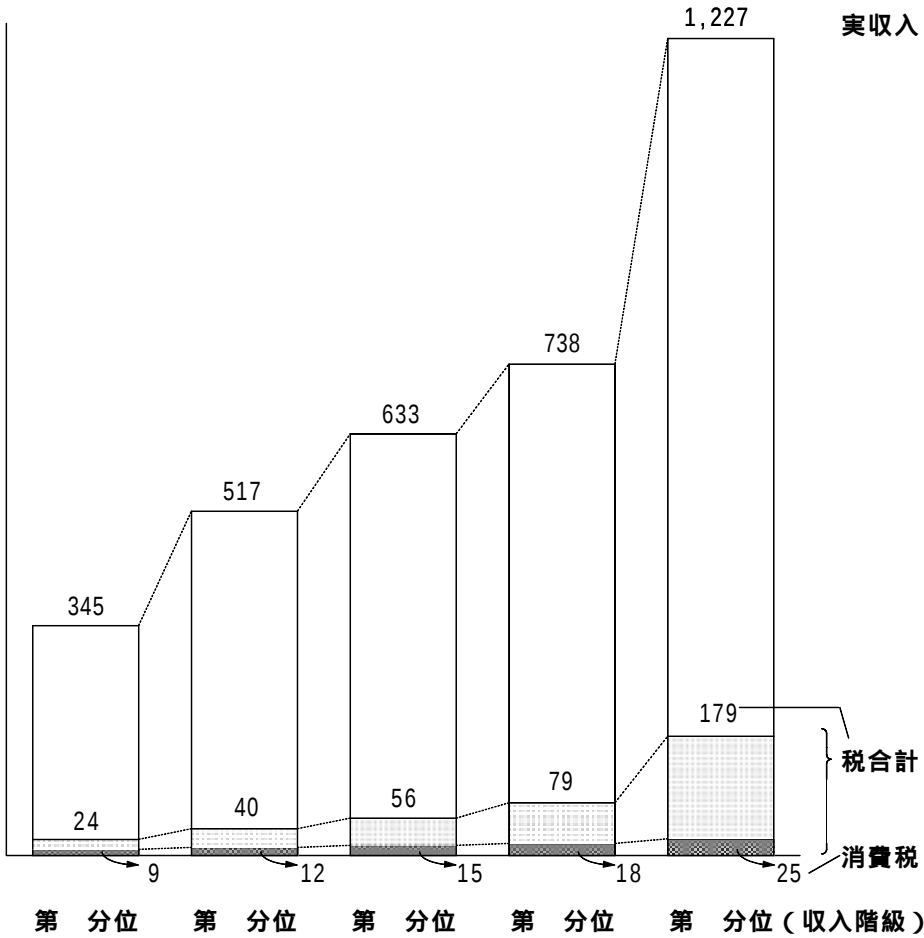
三 改革の基本的考え方

(五) 社会 保 障 の 財 源 の 在 り 方

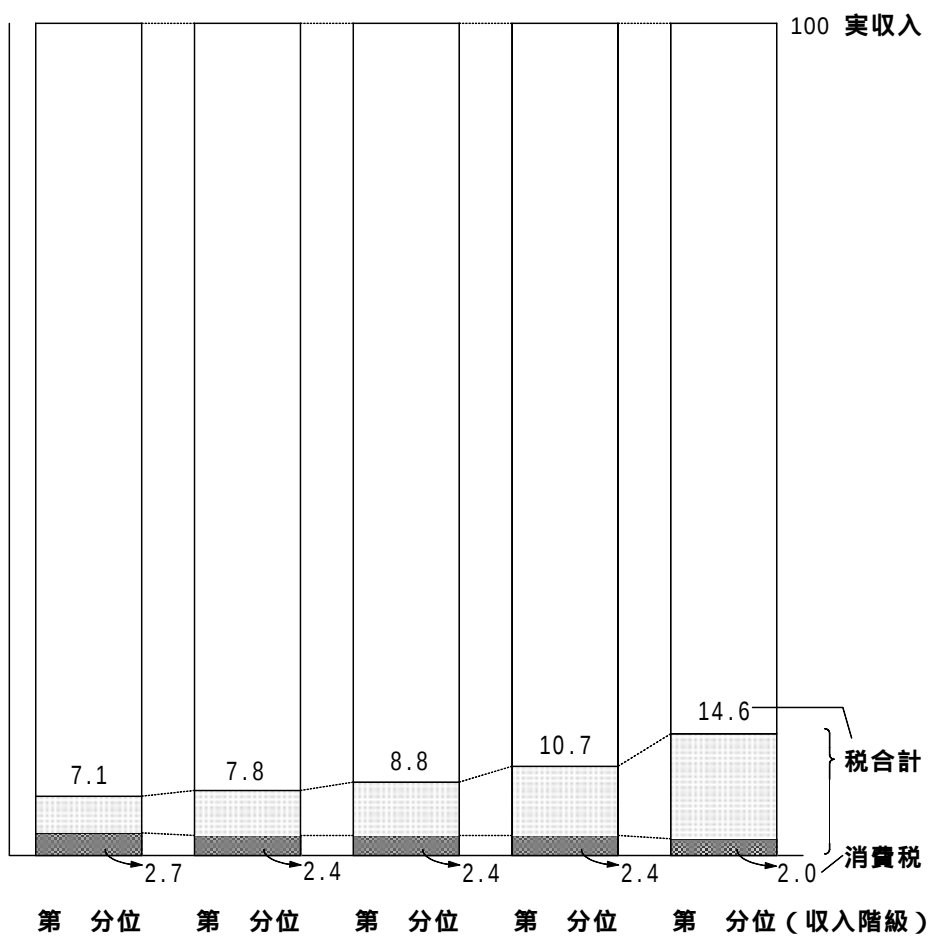
- 1 今後とも、効率化を図った上でもなお急激な高齢化に伴い増加する社会 保 障 費 用 につ いては、利用者負担、保険料負担と公費負担の適切な組合せにより、必要な財源を確保する。
- 2 このうち社会 保 障 における公費負担の財源については、行財政改革の推進をはじめ歳出分野の不断の見直しなど財政全体を見直す中で検討する必要がある。その際、税制については、社会共通の費用を広く分かち合うという視点から、21世紀の経済社会にふさわしい税体系の在り方について検討する必要がある。
- 3 基礎年金については、平成 12 年年金改正法附則において「給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成 16 年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図る」とされており、この規定をどのように具体化していくかについて、安定した財源確保の具体的方策と一体として鋭意検討する。

収入階級別税負担（平成11年分）

○ 実収入に対する税負担額（単位：万円）



○ 実収入に対する税負担率（単位：％）



（備考）総務庁統計局「家計調査」（平成11年）を基に推計。

社 会 保 障 対 策

(9 年 度)

(1 0 年 度)

9 年 4 月 1 日

〔 7 年 度 8 年 度 〕
〔 1,000億円⇒2,000億円⇒ 〕

○高齢者・障害者
在宅福祉等整備
基金の新設
500億円

○高齢者介護等の福祉の拡充（4,000億円）

生活保護受給者

○給付額の引上げ

福祉年金等受給者

○臨時福祉給付金（1万円）の支給

児童扶養手当等受給者 等

○臨時福祉給付金（1万円）の支給

高齢者

年金生活者

○臨時特別給付金（1万円）の支給
（65歳以上低所得（住民税非課税））

在宅寝たきり老人

○臨時介護福祉金（3万円）の支給

○年金額等の引上げ（物価スライド）

○手当額等の引上げ（物価スライド）

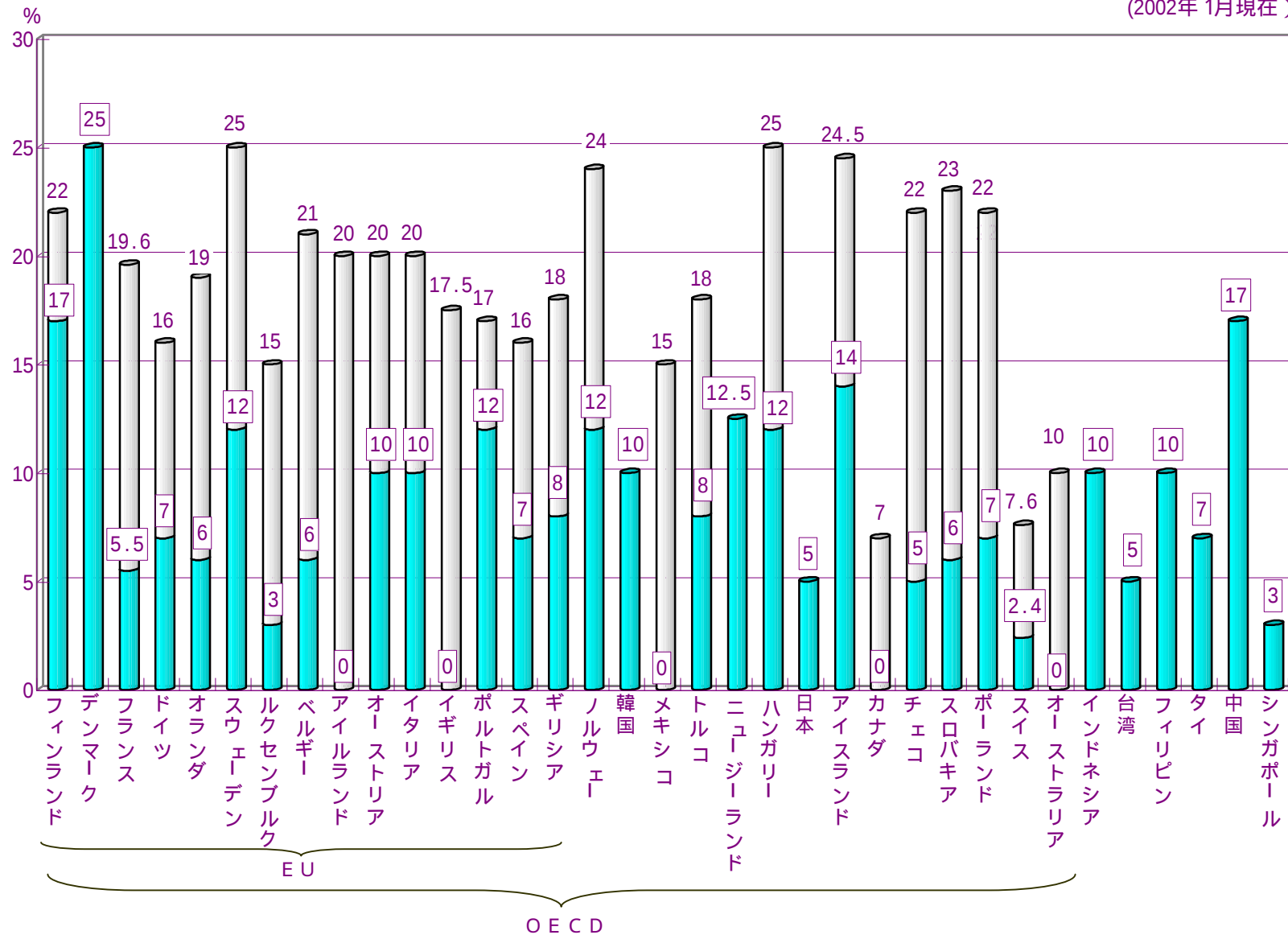
○年金額等の引上げ（物価スライド）

○年金額等の引上げ（物価スライド）

（注）上記の他、平成10年分所得税等の特別減税（当初分・追加分）実施に関するものとしての臨時福祉特別給付金が、平成10年度に支給されている。

食料品に対する付加価値税率の国際比較

(2002年 1月現在)



(備考) 1. 上記中、■ が食料品に係る適用税率である。

なお、食料品の範囲は各国ごとに異なる。未加工農産物など一部の食料品については上記以外の軽減税率等が適用される場合があり、また、高級な食料品については標準税率が適用される場合がある。

2. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

消費税における非課税取引

【創設時】

- 税の性格から課税対象とならないもの
 - ・ 土地の譲渡及び貸付け
 - ・ 有価証券、支払手段等の譲渡
 - ・ 貸付金等の利子、保険料等
 - ・ 郵便切手類、印紙等の譲渡
 - ・ 行政手数料等、国際郵便為替等、外国為替取引
- 社会政策的な配慮に基づくもの
 - ・ 医療保険各法等の医療
 - ・ 社会福祉事業法に規定する第一種社会福祉事業等
 - ・ 一定の学校の授業料、入学検定料

【平成3年改正により追加】

- ・ 第二種社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業
- ・ 入学金、施設設備費、学籍証明等手数料
- ・ 助産
- ・ 埋葬料、火葬料
- ・ 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等
- ・ 教科用図書の譲渡
- ・ 住宅の貸付け

— 非課税とは、 —

- ・ 「非課税」とは、売上げに対して消費税が課税されない一方で、その売上げに対応する課税仕入れについて仕入税額控除を行うこともできない。
- ・ したがって、財貨・サービスが非課税とされても、控除できない消費税相当額がコストの一部として価格に織り込まれることから、消費税率分だけ価格が低下するものではない。

— 非課税範囲の拡大に関し、これまでの税調答申において指摘された問題点 —

- ・ そもそも「課税ベースの広い消費課税」としての基本的な性格に反する。
- ・ 前段階税額控除の仕組みが非課税関連分野で機能しなくなるため、税の累積が生じることを通じて経済活動に歪みをもたらすこと等により、消費税の「中立性」や「簡索性」を大きく損なうことにつながる。
- ・ 特に、転々流通する物品を非課税とする場合には、その影響は大きくなる。

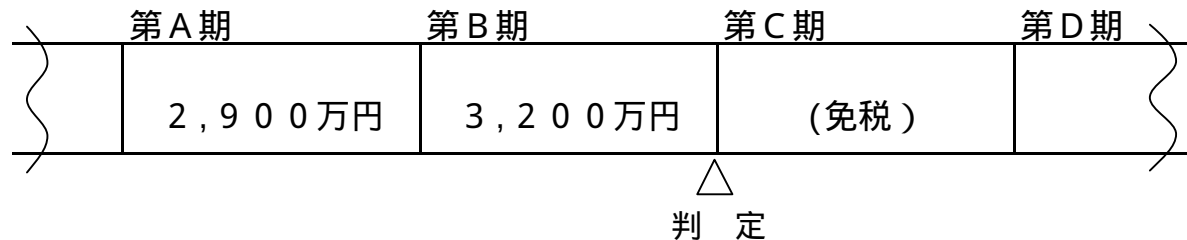
事業者免税点制度の概要

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が3,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

【 事 例 】



- 第C期 --- 免税（前々期（第A期）の課税売上高が3,000万円以下）

第C期が始まる前に免税となることが確定する。これによって、事業者は、第C期開始時から免税事業者としての値付けを行うことができる。

事業者数及び課税売上高の推移（試算）
[消 費 税]

（単位：万者、兆円、[%]）

	平成元年	3 年	8 年	1 0 年	1 2 年
A 事業者数	5 9 5	6 0 8	6 1 1	6 0 9	5 9 3
B 課税事業者数	1 9 3	2 2 5	2 3 3	2 3 4	2 2 6
C 免税事業者数 [C/A]	4 0 2 [67.6]	3 8 3 [63.0]	3 7 8 [61.8]	3 7 5 [61.6]	3 6 8 [62.0]
D 課税売上高	1 , 1 6 9	1 , 4 4 6	1 , 4 8 0	1 , 3 4 2	1 , 3 4 5
E 課税事業者	1 , 1 3 0	1 , 4 0 8	1 , 4 4 5	1 , 3 1 1	1 , 3 1 1
F 免税事業者 [F/D]	3 8 [3.3]	3 8 [2.6]	3 5 [2.4]	3 2 [2.3]	3 4 [2.5]

- （注）1. 「事業所・企業統計調査」（総務省）及び国税庁の課税実績等を基にした推計である。
2. 免税事業者には、個人農業は含まれていない。
3. 12 年の課税事業者数は、申告件数ベースの計数である。
4. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

課税及び免税事業者の状況

(平成 12 年)

(単位: 万者、%)

	A 個人		B 法人		C 全事業者	
		<A/C>		<B/C>		<%>
a 課税事業者	5 4	<23.8>	1 7 2	<76.2>	2 2 6	<100.0>
[a/c]	[16.5]	—	[64.2]	—	[38.0]	—
b 免税事業者	2 7 2	<74.0>	9 6	<26.0>	3 6 8	<100.0>
[b/c]	[83.5]	—	[35.8]	—	[62.0]	—
c 全事業者	3 2 6	<100.0>	2 6 8	<100.0>	5 9 3	<100.0>
[%]	[100.0]	—	[100.0]	—	[100.0]	—

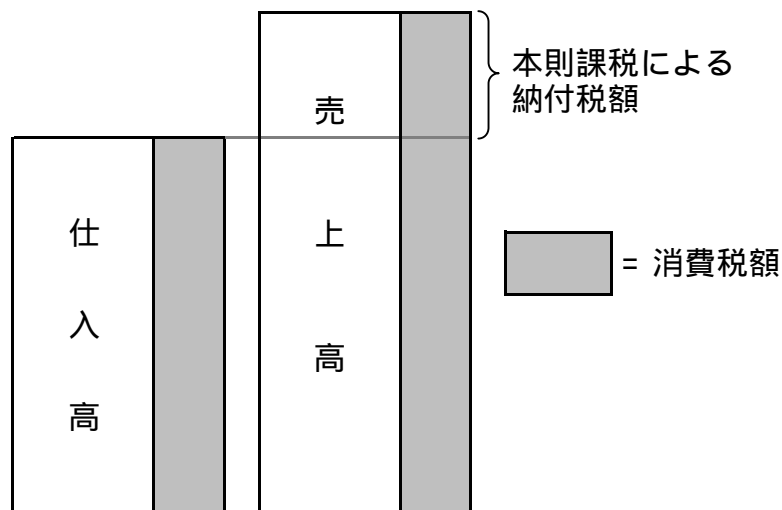
(注) 1. 「事業所 企業統計調査」(総務省)及び国税庁の課税実績等を基にした推計である。

2. 免税事業者に個人農業は含まれていない。

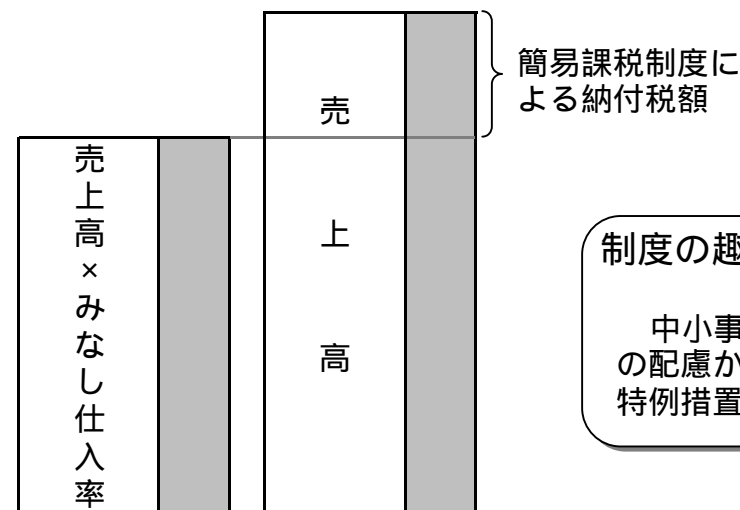
3. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

簡易課税制度の概要

本則課税



簡易課税



制度の趣旨

中小事業者の事務負担への配慮から設けられている特例措置

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{仕入高} \times 5\% = \text{納付税額}$$

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{売上高} \times \text{みなし仕入率} \times 5\% = \text{納付税額}$$

- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が2億円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業	製造業等	サービス業等	その他事業
90%	80%	70%	50%	60%

(注) サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

簡易課税制度の適用状況の推移

[消 費 税]

(単位：万者、[%])

	平成元年	3 年	8 年	1 0 年	1 2 年
A 課税事業者数	1 9 3	2 2 5	2 3 3	2 4 0	2 2 6
B 一般申告者	6 2	7 4	1 0 1	1 2 4	1 1 9
C 簡易申告者 [C/A]	1 3 1 [67.7]	1 5 1 [67.1]	1 3 3 [56.9]	1 1 6 [48.2]	1 0 6 [47.1]
(参考) 簡易適用 課税売上高割合	[11.7]	[12.7]	[9.1]	[5.9]	[5.5]

(注) 1. 国税庁の課税実績から特別集計したものである。

2. 10 年及び 12 年の課税事業者数は、申告件数ベースの計数である。

3. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

主要国の付加価値税における中小事業者に対する特例措置の概要

(2002年1月現在)

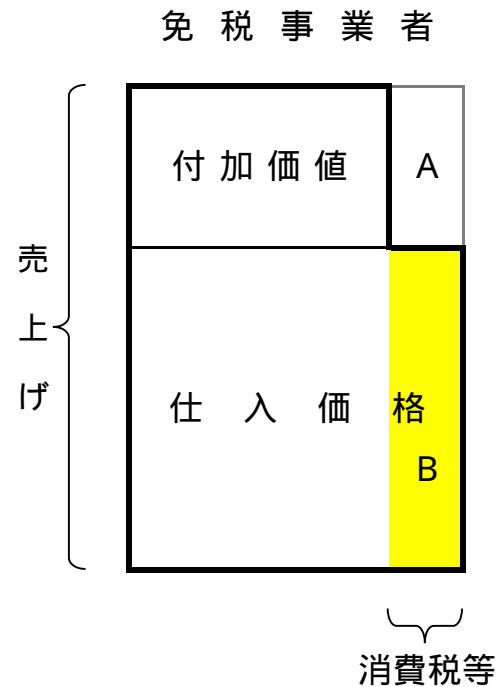
	日 本	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
免税点の水準	前々課税期間の課税売上高 3,000万円	当暦年の売上高(実績) 前暦年の売上高 329万円 291万円	当暦年の売上見込額 前暦年の売上高 540万円 179万円	当月の直前1年間の課税売上高 当月以後1年間の課税売上見込額 939万円 904万円
簡易課税制度の適用上限	前々課税期間 2億円	なし フォルフェ制度(協約課税制度)は平成11年1月より廃止。	(平均率課税制度) 前暦年 662万円	特定の小売業者に対して売上税額の簡便計算を認める特例は存在するが、我が国のような仕入税額の簡便計算を認める特例は設けられていない。

(備考) 1. フランス及びドイツの免税点制度は、前暦年及び当暦年の年間売上高(又は見込額)の要件をいずれも満たしている場合に適用。
 なお、フランスでは当暦年の売上高が329万円を超えた場合、その月の初日から特例の適用はない。
 また、フランスでは物品販売・宿泊施設業の場合、年間売上高が前暦年824万円かつ、当暦年907万円以下の場合に適用。
 2. イギリスの免税点制度は、当月の直前1年間の課税売上高と当月以後1年間の課税売上見込額の要件のいずれかを満たしていれば適用。ただし、翌30日間の課税売上高が939万円を超えると見込まれる場合は、翌30日間の初日から課税事業者となる。
 3. 邦貨換算には、次の換算率を用いた。1ユーロ=108円、1ポンド=174円

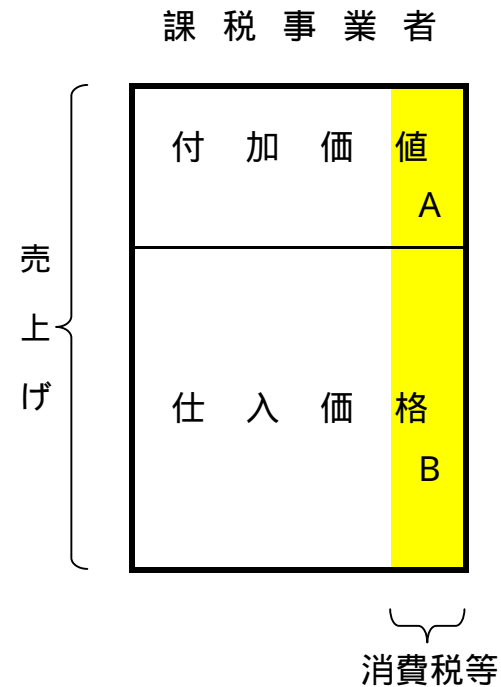
事業者免税点制度と「益税」の関係

免税事業者が消費税分として仕入価格の上昇分を上回る価格の引上げを行ったとすれば、その差額に相当するいわゆる「益税」が発生する。

(注) 適正な転嫁がなされていれば、いわゆる「益税」は発生しない。仕入価格の上昇分を価格に転嫁できなければ、いわゆる「損税」が発生することとなる。



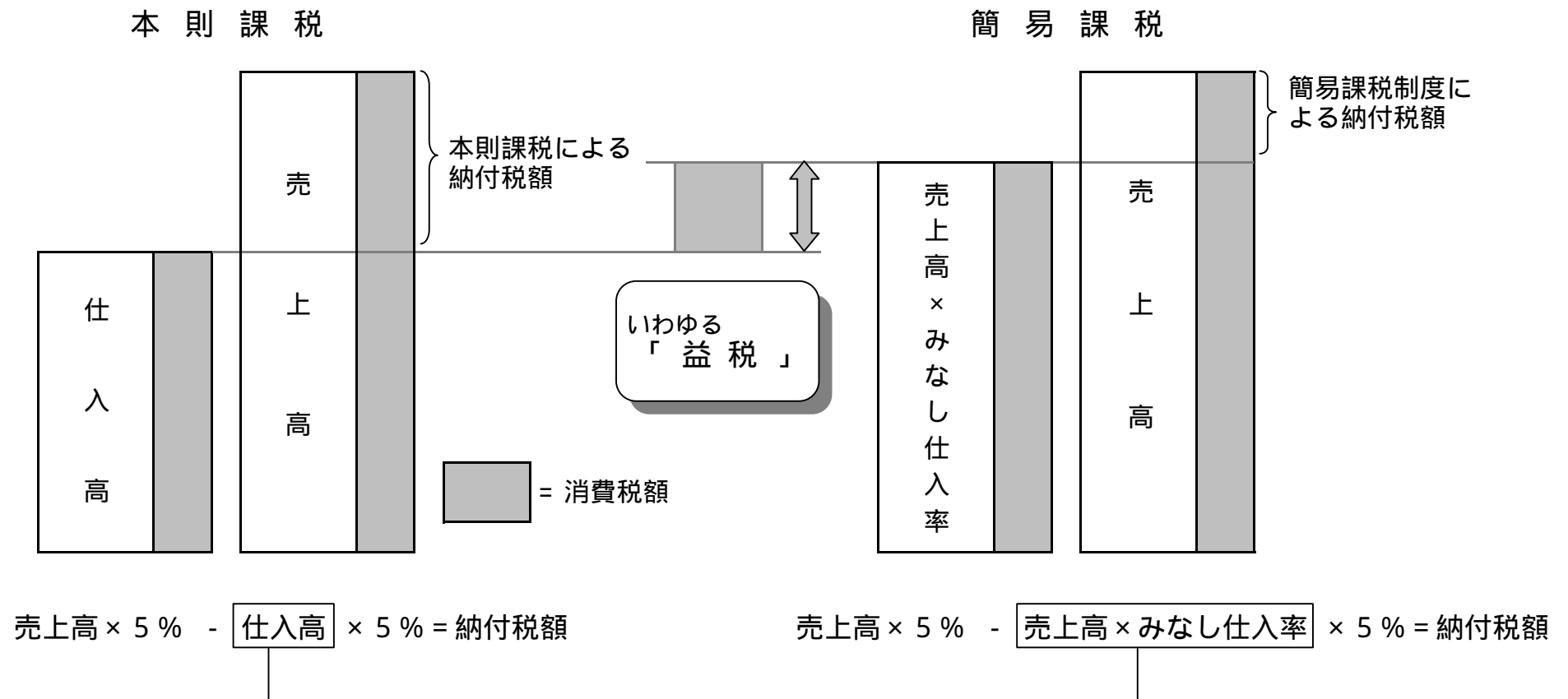
- 免税事業者はAの納税を行う必要はないが、仕入価格が高くなるという形でBを負担しているため、その分の値上げを行う必要がある。(免税事業者がBを超えてAの全部又は一部に相当する転嫁を行う場合にのみ、いわゆる「益税」の問題が生ずることとなる。)



- 消費税が課税されると事業者はA + Bの値上げを行い、納税者としてAの納税を行う。(Bは仕入価格が高くなるという形で負担済)

簡易課税制度と「益税」の関係

みなし仕入率が実態を上回って乖離している場合には、いわゆる「益税」が発生する。
(注) みなし仕入率が実態を下回っていれば、いわゆる「損税」が発生することとなる。



消費税の「減収額」と「益税」について

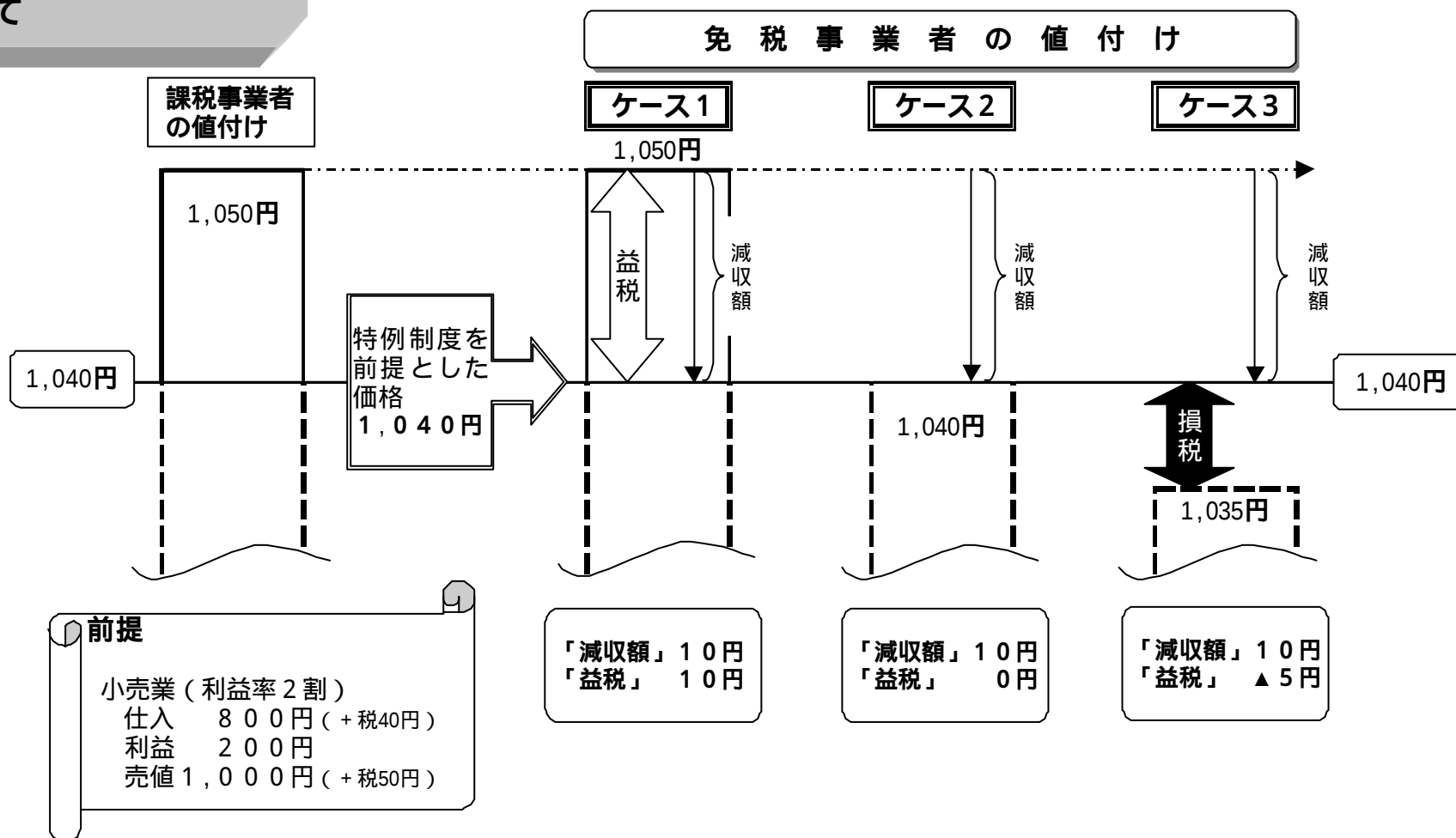
減 収 額

消費税の個々の特例制度の適用を前提として、当該制度なかりし場合と比較して国に納税されない税収額の減

益 税 額

消費税の特例制度を原因として国に納税されない消費税相当分についてまで、消費者に転嫁している額

免税点制度に伴う「益税」について



仕入税額控除の改正経緯

○ 消費税創設時

消費税の納付税額は、売上げの税額から仕入れの税額を控除して算出するが、仕入税額の把握の方法については、仕入れの事実を記載した帳簿又は仕入先から交付を受けた請求書等の保存を税額控除の要件とする「帳簿方式」を採用していた。

○ 平成6年秋の税制改革（平成9年4月1日施行）

「帳簿方式」については、控除税額の計算が原則として自己記帳に基づく帳簿により行われることについて、制度の信頼性の観点から疑問が提起されていたところであり、こうした指摘を踏まえ、仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書、領収書、納品書その他取引の事実を証する書類のいずれかの保存を税額控除の要件とする「請求書等保存方式」を採用した。

（注）この仕入税額控除方式は、改正前から大部分の事業者間取引において、請求書等が交わされ保存されているという我が国の取引実態を尊重しつつ、取引の証拠書類保存に伴う制度への信頼性を確保することができるもの。

主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

(2002年1月現在)

国 名	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
仕 入 税 額 控 除	インボイス（要保存）記載の税額により控除	インボイス（要保存）記載の税額により控除	インボイス（要保存）記載の税額により控除
発行資格・義務	事業者 免税事業者は税額記載不可。	事業者 免税事業者は税額記載不可。	登録納税義務者（登録番号が付与される。） 非登録事業者（免税事業者）は発行不可。
記 載 事 項	年月日 供給者の住所・氏名 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 税額、適用税率 等	年月日 供給者の住所・氏名 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 税額 等	年月日 供給者の住所・氏名・登録番号 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 税額、適用税率 等
免税事業者からの仕入れ	インボイス記載の税額がないため、仕入税額控除ができない。 免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可。 （当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。）	インボイス記載の税額がないため、仕入税額控除ができない。 免税事業者が税額記載した場合には、税額控除可。 （当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。）	インボイスがないため、仕入税額控除ができない。 非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可。 （当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。）

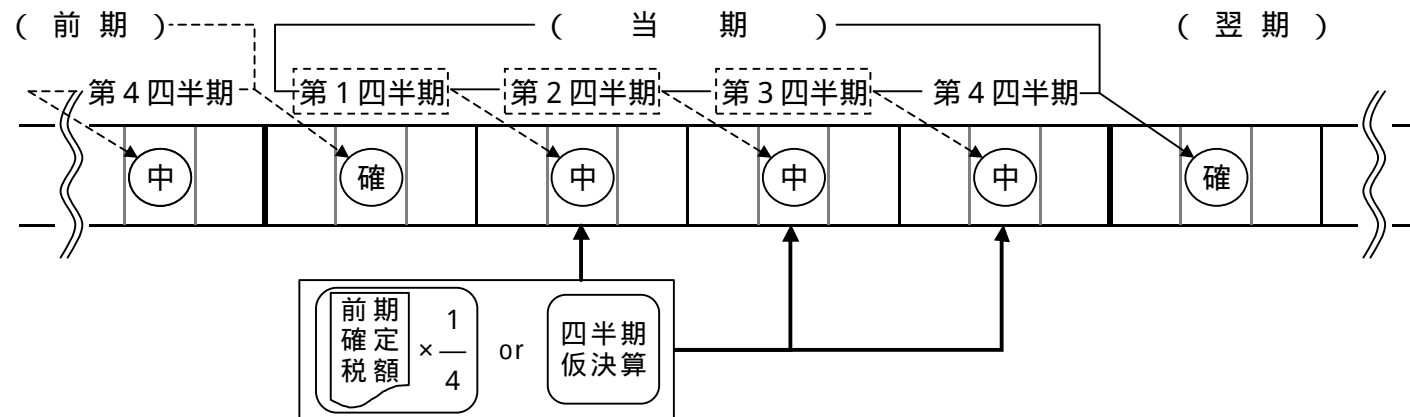
消費税の申告納付制度

前課税期間
の年税額

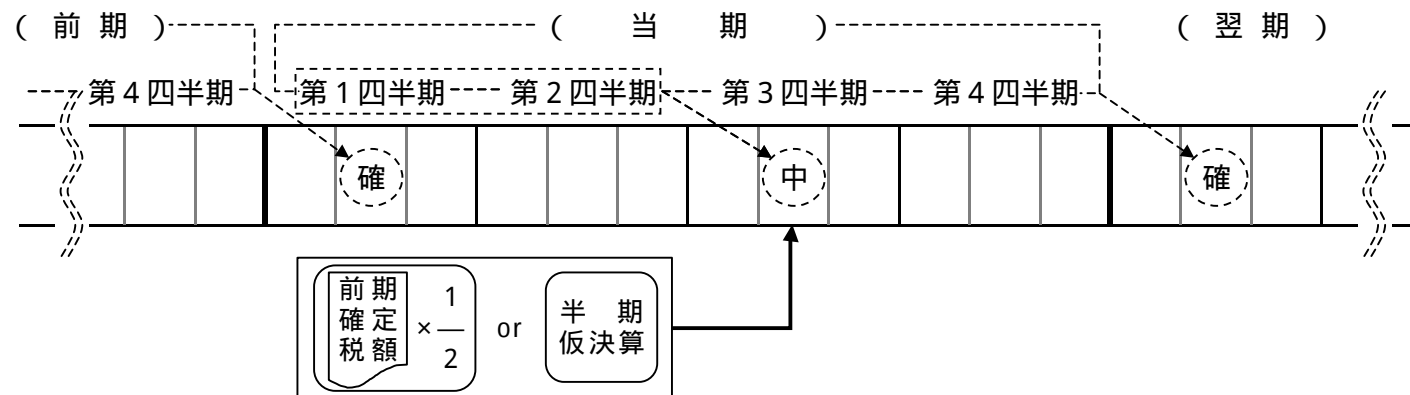
確定申告書

400万円超
(500)

() 書きは、
地方消費税を含む。

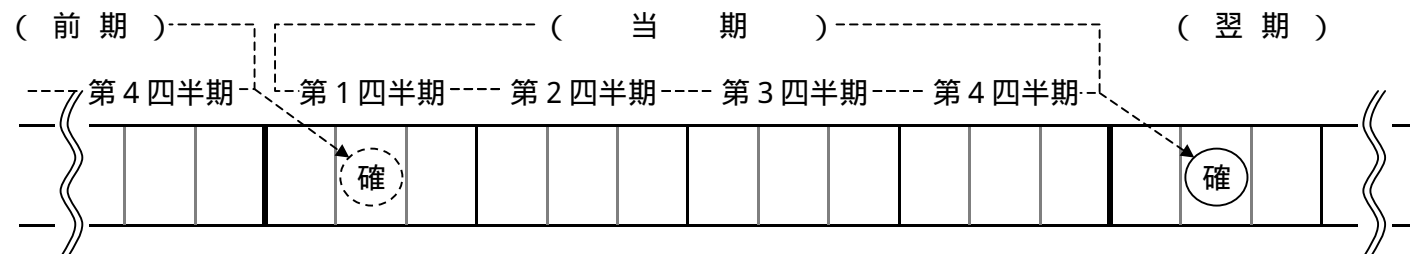


確定申告書
400万円以下
(500)
48万円超
(60)



確定申告書

48万円以下
(60)



消費税の申告・納付制度の改正の推移

	【導入時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革】 (注)平成9年4月施行	前課税期間 の年税額
年4回 { 確定申告 1回 中間申告 3回 }		500万円超	(500) 400万円超	500万円 400万円
年2回 { 確定申告 1回 中間申告 1回 }	60万円超	500万円以下 60万円超	(500) 400万円以下 48万円超 (60)	60万円 48万円
年1回 (確定申告 1回)	60万円以下	60万円以下	(60) 48万円以下	
消費税率 (地方消費税を含む)	3%	4% (5%)		

(注) () 書きは、地方消費税(消費税率換算1%相当)を含む。

主要国の付加価値税における申告・納付制度の概要（未定稿）

（2002年1月現在）

国名		日本	フランス	ドイツ	イギリス	E C 指令
課税期間		1年 [選択により3か月]	1か月	1年	3か月 [選択により1か月]	1か月、2か月、四半期 又は加盟国の任意により定める1年を超えない期間
申告・納付	確定	<u>年1回</u> 課税期間終了後2か月以内に申告・納付 [個人事業者 翌年3月31日]	<u>年12回</u> 翌月15日から24日の間（事業者ごとに指定）に申告・納付	<u>年1回</u> 課税期間の翌年5月31日までに申告（納付は申告から1か月以内）	<u>年4回</u> 課税期間終了後1か月以内に申告・納付	<u>年1～6回</u> 課税期間終了後2か月以内に申告・納付
	中間	〔前課税期間の年税額に応じて以下の中間申告・納付〕 400万円超 <u>年3回</u> ・48万円超 <u>年1回</u>		<u>年12回</u> 毎月の発生税額を中間申告・納付	〔基準期間（1年間）の税額が200万ポンド（3.48億円）超の場合、年8回の予納〕	仮納付を請求可
	中小特例等		年間売上高に応じて、 <u>年1回の確定申告</u> かつ <u>年4回の予納</u> を選択可 物品販売・宿泊施設業 76.3万ユーロ（8,240万円）以下 ・その他 27.0万ユーロ（2,916万円）以下 年税額4,000ユーロ（43.2万円）未満の者は、 <u>年4回の確定申告</u> を選択可	前年の税額に応じて、 <u>年1回の確定申告</u> かつ 以下の中間申告を選択可 6,136ユーロ（66万円）以下 <u>年4回の中間申告</u> ・512ユーロ（5万円）以下 <u>中間申告なし</u>	年間課税売上高が30万ポンド（5,220万円）以下と見込まれる者は、 <u>年1回の確定申告</u> かつ 過去1年間の課税売上高等に応じて以下の予納を選択可 10万ポンド（1,740万円）超 <u>年9回の予納</u> 10万ポンド（1,740万円）以下 <u>年3回の予納</u> （前年の税額が2,000ポンド以下の場合は予納なし）	

（備考）邦貨換算は次のレートによる。1ユーロ＝108円、1ポンド＝174円。

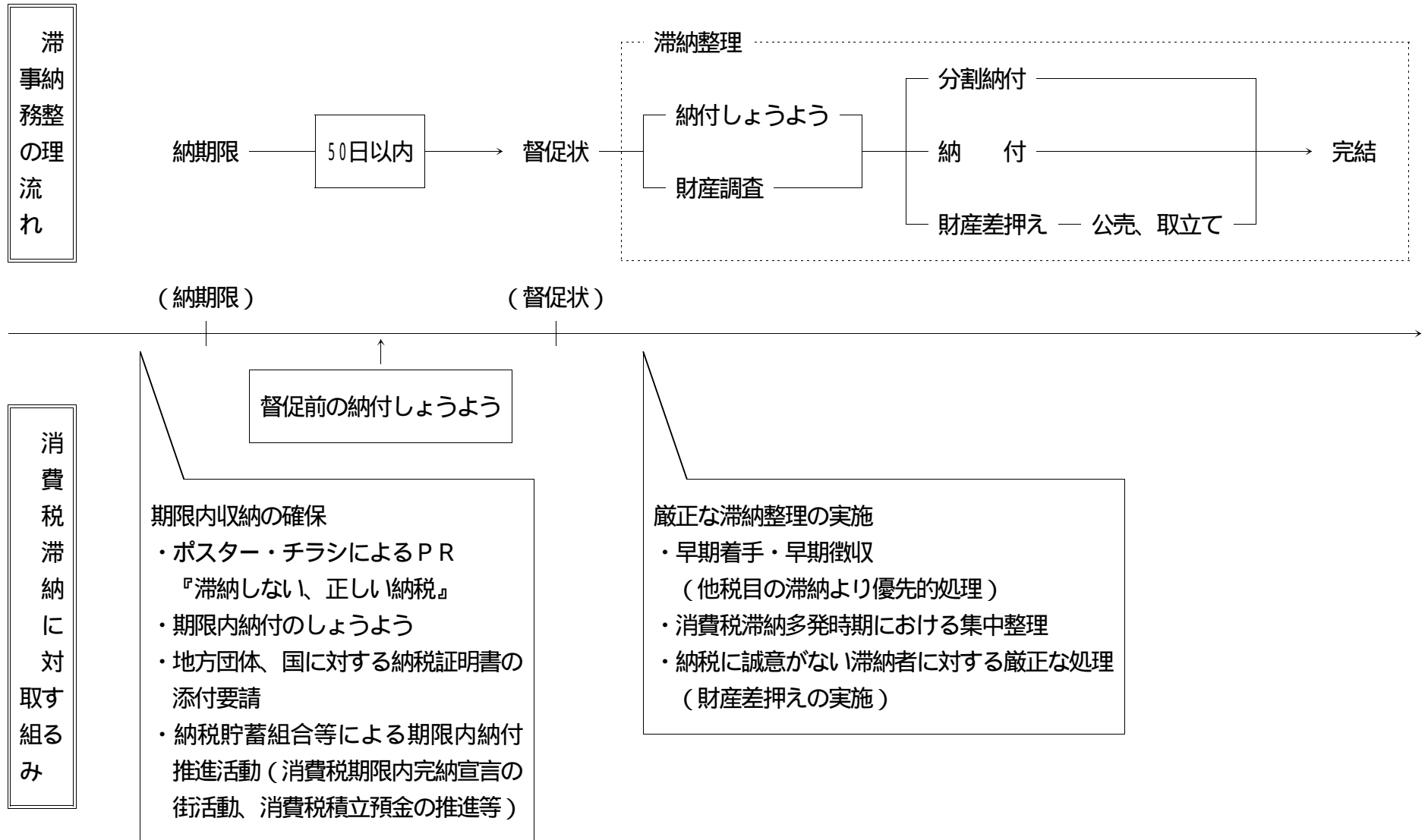
消費税滞納の発生及び整理の状況の推移

単位：億円、%

年度 区分	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	累計
新規発生 滞納額	306	(559.2) 1,712	(132.8) 2,275	(171.1) 3,891	(118.2) 4,597	(95.0) 4,369	(97.6) 4,263	(100.9) 4,300	(125.5) 5,395	(134.4) 7,249	(86.8) 6,292	(95.0) 5,979	50,628
整理済額	165	(787.7) 1,305	(140.6) 1,834	(167.8) 3,076	(118.6) 3,649	(103.1) 3,762	(100.0) 3,761	(104.2) 3,919	(115.5) 4,525	(137.3) 6,215	(98.4) 6,115	(98.2) 6,003	44,329
整理中の 滞納額	141	(390.1) 548	(180.4) 989	(182.3) 1,804	(152.6) 2,752	(122.0) 3,359	(114.9) 3,861	(109.9) 4,242	(120.5) 5,112	(120.2) 6,146	(102.9) 6,323	(99.6) 6,299	6,299

(注) () 書は、前年度比を示す。

消費税滞納への取組み



○ 「総額表示方式」の諸類型

- ・ 10,290 円（本体価格 9,800 円、消費税等 490 円）
- ・ 10,290 円（うち消費税等 490 円）
- ・ 10,290 円（本体価格 9,800 円）
- ・ 10,290 円（税込）
- ・ 10,290 円
- ・ 9,800 円（税込 10,290 円）

主要国の付加価値税の消費者に対する税額表示の状況

(2002年1月現在)

1. 付加価値税を実施しているフランス、ドイツ、イギリスにおける価格表示の方法はいずれの国でも、最終消費者に対してはほとんどが「税込み」価格表示、一方、事業者間取引では「税抜き」価格表示が通例。
2. 価格表示の方法については、付加価値税法を含め「税法」上の規制はない。また、税務当局においても価格表示の方法に関する指導等を行っていない。
3. ただ、下記の消費者保護の観点から行われる価格表示に関する法令上の規制の中に、消費者が購入決定後に表示価格を超える負担を求められることのないよう、消費者に対する価格表示は付加価値税込みとしなければならない旨の定めがある（下掲）。なおEC指令においても、消費者保護の見地から、小売価格の表示は税込みの最終価格とするよう、メンバー国に求めている（注）。
この場合、価格に含まれる税額相当分を併せて示すことも可能である。

	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
（根拠法令）	・ 政府に経済分野の諸措置を講じることを授権する法 ・ 価格及び競争の自由に関するオルドナンス（委任立法権限に基づく緊急政令）	価 格 提 示 法	消 費 者 保 護 法
価 格 表 示 に 関 する 規 制	価格についての消費者の情報に関する経済省令（経済財政産業省所管）	価 格 提 示 規 則 （経済省所管）	価 格 表 示 指 導 要 綱 （貿易産業省所管）

（注）「消費者向け商品価格表示に関する消費者保護についての指令」

消費者保護に関する法令

消費者保護基本法（昭和43年法律78号）

目的： 消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保すること。

行政の役割： 行政が実施すべき施策として、危害の防止、計量・規格・表示の適正化、啓発活動及び教育の推進などを掲げるとともに、法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定・改正を行わなければならないと定められている。

消費者保護基本法に基づく「必要な関係法令」として定められている法令は以下のとおり（例示）

消費生活用製品 安全法

（昭和48年法律31号）

特定商取引に関 する法律

（昭和51年法律57号）

消費者契約法

（平成12年法律61号）

金融商品の販売等 に関する法律

（平成12年法律101号）

前払式証票の規制 等に関する法律

（平成元年法律92号）